

宇都宮市上下水道局建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市上下水道局発注工事において建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用推進を図るため、CCUS活用工事の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| ・対象期間 | 現場着手日から工事完成日（後片付けを除く。）までの期間をいう。
なお、休日、祝日、年末年始、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まない。 |
| ・下請企業 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者を除く。）をいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 |
| ・技能者 | 元請企業又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 |
| ・CCUS登録事業者 | 元請企業又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 |
| ・CCUS登録技能者 | 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 |
| ・登録事業者率 | CCUS登録事業者の数／（元請企業+下請企業）の数 |
| ・登録技能者率 | CCUS登録技能者の数／技能者の数 |
| ・カードリーダータッチ率 | 現場にカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積した日数／対象期間 |
| ・就業履歴蓄積率 | 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 |
| ・計測日 | 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、現場説明書等に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、原則、現場着手日から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。ただし、契約工期が9ヶ月に満たない場合は契約工期の半分を経過した時点を初回とする。 |
| ・平均登録事業者率 | 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。 |
| ・平均登録技能者率 | 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。 |
| ・平均就業履歴蓄積率 | 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。 |

(対象工事)

第3条 CCUS活用工事を設定する工事は、宇都宮市上下水道局が発注する全ての工事を対象とし、下記の記載例を参考に、特記仕様書等においてその旨を明らかにすること。

(実施内容)

第4条 第3条の対象工事において、受注者が現場着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下記の目標指標に示す目標基準を全て達成するとともに、下記の参考指標に示す指標値を確認できる書類の提出を行った場合において、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

・目標指標

指 標	目 標 基 準
・登録事業者率 (1次下請まで)	50%以上 元請+1次下請企業のうちCCUS登録事業者／ 元請+1次下請企業数
・カードリーダータッチ率	50%以上

・参考指標

指 標	提 出 書 類 の 例
・平均登録事業者率	施工体制登録事業者一覧などを集計したもの
・平均登録技能者率	施工体制登録技能者一覧などを集計したもの
・平均就業履歴蓄積率	就業履歴一覧などを集計したもの

(1) 目標基準の達成状況及び参考指標値の確認方法

発注者は、受注者に対し各指標に係る目標基準の達成状況及び参考指標値を記載した資料の提出を求ることにより、目標基準の達成状況及び参考指標値を確認するものとする。

なお、カードリーダータッチ率の算定にあたり、受注者は、別に定める参考様式「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表」を作成し、工事完成日までに監督職員に提出するものとする。

(2) 工事成績評定への反映

受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定検査項目別運用表における検査項目「5.創意工夫」において、1点加点するものとする。

(3) CCUS活用にかかる費用

CCUS活用にかかる費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

(4) CCUS活用の取組への意向確認

受注者は、CCUS活用工事を希望する場合、現場着手日までに工事打合簿により監督員へ報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

《特記仕様書等への記載例》

□本工事は「宇都宮市上下水道局建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づく工事である。